別紙

大垣市民病院事業継続計画（ＢＣＰ）見直し業務委託仕様書

１ 業務の目的

 　東日本大震災や熊本地震、昨年頻発した風水害、北海道胆振東部地震でのブラックアウトなど、医療機関においても事業継続計画（ＢＣＰ）の重要性が再認識されている。厚生労働省では、平成２９年３月に改正された災害拠点病院の指定要件に事業継続計画（ＢＣＰ）の整備、事業継続計画（ＢＣＰ）に基づいた研修及び訓練の実施を義務化していることを踏まえ、当院では、平成２７年度にＢＣＰを策定しているが、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）態勢を強化し、災害時の事業継続能力をさらに高める必要がある。そのため、当院職員への危機意識の醸成や、現行のＢＣＰの見直し、ＢＣＰ訓練を行い、災害医療態勢の充実強化を図ることを目的とする。

２ 業務名 　契病第５号

大垣市民病院事業継続計画（ＢＣＰ）見直し業務委託

３ 業務場所 大垣市　南頬町　地内

４ 業務期間 契約締結日から令和２年３月１６日まで

５ 業務の内容

1. 委託業務における実施計画の作成

本業務を実施するために、市担当者との打ち合わせを実施し、事業の目的、基本方針を理解の上、作業項目、工程、体制、イベント（ヒアリング、ワークショップ、ＢＣＰ訓練）を検討し、実施計画を作成すること。

1. 基礎教育及びシミュレーション訓練の実施

当院職員を対象に、国や自治体の下記マニュアルや、他の災害拠点病院の動向を踏まえ、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の考え方を講義形式で実施すること。

また、災害時の危機意識を醸成するために、模擬病院のシミュレーション訓練を実施し、ＢＣＰの見直しの必要性について再認識させるとともに、現行ＢＣＰの課題抽出を行うこと。

（参考）

・病院におけるＢＣＰの考え方に基づいた災害対策マニュアルについて（厚生労働省医政局）

・「岐阜県モデルのＢＣＰ」について（岐阜県）

　　　　・大垣市地域防災計画

　　　　・大垣市民病院災害対策マニュアル

1. 現行の事業継続計画（ＢＣＰ）の見直し
	1. 文書体系の見直し

現行のマニュアルから、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）計画及び、事業継続計

画（ＢＣＰ）の文書体系を検討すること。

* 1. 事業継続計画（ＢＣＰ）の見直し

厚生労働省「病院におけるＢＣＰの考え方に基づいた災害対策マニュアルについて」に準拠し、各部署へのヒアリングやワークショップを通じて、基本計画（目的、基本方針、目標、被害想定、脆弱性、優先業務、態勢等）と行動計画（災害時の時系列でのアクション）、課題管理表を作成すること。

1. ＢＣＰ訓練の実施

事業継続計画（ＢＣＰ）の実効性を高めるため、当院職員を対象とした、大規模地震対応模擬訓練（机上訓練）を実施すること。また、この訓練において、現状の課題並びに解決策の検討を行い、事業継続マネジメント（ＢＣＭ）計画に反映すること。

６ 業務実施計画書の提出

　　 受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画書（実施内容、スケジュール等）を作成し、市担当者の承認を得ること。

７ 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、本市の契約約款に定めるものの他、下記の書類を提出すること。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、承認を得ること。

（１）業務着手届

（２）業務実施計画書

（３）業務完了届

（４）完了写真

（５）請求書

（６）納品書

（７）事業継続計画（基本計画、行動計画、課題管理表）　　　　5部　※

（８）事業継続マネジメント計画　　　　　　　　　　　　　　　5部　※

（９）その他市が指示した書類

※紙ベース（両面印刷）による提出とし、業務審査後、100部追加提出のこと。また、それぞれ電子データを提出すること。電子データは、Microsoft Office2010 で読込み可能なWord、Excel、PowerPointで作成すること。

８ 成果品の審査

受託者は、業務完了後に立会いの上、本市の指定した日時に成果品審査を受けること。また、業務完了後、明らかに受託者の責めに帰すべき瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行うこと。

９ 引渡し

業務審査合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、本市の検査をもって業務の完了とする。

10 参考資料の貸与

業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、本市が保有する資料等で業務上必要なものは貸与するものとする。貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上、本市に提出し業務完了とともに返納すること。

11 参考文献等の明記

　業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献･資料名を明記すること。

12 議事録の提出

　受託者は打合せ及び協議の都度、議事録を作成し、本市に提出するものとする。

13 その他

1. 岐阜県モデルの理念に沿った実効性の高いＢＣＰの策定・運用とすること。
2. 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、当院及び受託者の協議によるものとする。
3. 契約内容に変更の必要が生じた場合は、当院と協議の上、契約を変更する。それ以外のものについては原則認めないものとする。